



JJAに寄せられたご意見・ご要望

令和元年度第2回座談会より

JJA秋田なまはげでは2月6日(木)から21日(金)にかけて、管内各地で令和元年度第2回座談会を開きました。ご参加いただいた皆様からの様々なご意見やご要望等のうち、主な内容についてお知らせいたします。

JJA運営・JJA改革(県1JJA構想含む)

Q 県内1JJAとなれば、組織が大きくなることによって組合員とのふれあいが少なくなるのではと不安に思う時もある。先般の生産者大会の開催について、男鹿地区ではどのくらいの参加者がいたのか。また、案内通知は何通郵送したのか。

A 案内通知は約100通郵送いたしました。また、出席者は約40名でした。次年度はより多数に参加していただけるようにしたいと思います。

Q 剰余金の処分について、どのように考えているのか。組合員への還元はないのか。

A 職員の待遇改善や施設老朽化に伴う減損会計を見据えた内部留保の必要性をご理解願います。組合員がJJAを利用する中で、様々な形で還元していきたいと思えます。

営農指導・販売事業

Q 種子法廃止をどう捉えているのか。秋田としての動きはどうなっているのか。

A 平成30年4月1日に主要農産物種子法が廃止されましたが、これまで、米主要産地を中心に13道県で独自に県条例を制定し、優良種子の安定供給を継続する動きがありました。JJAグループ秋田としては、秋田県に対して他県同様

に県条例を制定するように要望しておりますが、秋田県としては、「秋田県主要農産物種子基本要綱」などを制定して、優良種子の安定供給を継続するという姿勢を変更していかない状況です。

Q 肉の輸入対策、増頭分の助成はどこから出るものなのか。(国またはJJAから出るのか)

A 座談会資料にあるJJA独自の増頭奨励措置は、繁殖雌牛の家畜市場導入及び自家保留牛が年度当初から増頭された頭数を対象とし、その繁殖雌牛から生まれたい子牛はJJAを経由した販売が要件となります。また、令和2年1月30日に国の令和元年度補正予算

が成立し、その中に「和牛・乳用牛の増頭・増産対策」という事業が盛り込まれました。これは、TPPや日米貿易協定による影響に備えた国内対策の一環ということです。事業内容の詳細につきましては、追って関係者の皆様に内容の周知を行ってまいります。

Q 座談会の会場を集約してきたが、高齢化も進み現在の1か所から4か所での開催をお願いする。(上新城地区)

A 組合員の総意と受け止め、6月の座談会から4か所で開催できるよう検討いたします。

Q 契約金利の精算について、振替日・金額の通知もなく精算することはいかがなものか。

A 平成30年産米より、出荷契約書の約定事項2の(2)にて「順次口座振替、または概算金からの控除により返還する」こととお知らせしております。

04 05 06 08 10 11 12 14 16



JJA秋田なまはげ広報誌

大地

[だいち]

INDEX

JJA共済ご提案させていただく
新たな保障内容

JJAグループ秋田組織再編
協議会レポート

ニュース・トピックス

営農今月のワンポイント

キラッと女性部
おらほの青年部

健康コラム

ふれあい広場

インフォメーション

ゴールデンウィーク
営業時間のお知らせ